

○ クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について(平成19年3月30日18経営第7836号農林水産省経営局長通知)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第3 借入希望者の手続等</p> <p>クイック融資による農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 <u>借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）</u>及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）とする。</p> <p>2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、<u>融資機関から求められた場合、決算書、青色申告書の写し又は基本要綱参考様式1若しくは基本要綱参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式</u>により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。</p>	<p>第3 借入希望者の手続等</p> <p>クイック融資による農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 <u>借入希望書（クイック融資）（様式1）、経営改善資金計画書（基本要綱別紙2の(3)又は(4)）</u>及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）とする。</p> <p>2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、<u>毎年、決算書又は青色申告書の写し</u>により、経営状況を融資機関に報告するものとする。</p>
<p>第4 特別融資制度推進会議の運営等</p> <p>クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の運営等は、次のとおりとする。</p> <p>1 受任融資機関等の審査等</p> <p>推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が窓口機関に対し提出した<u>借入申込希望書兼経営改善資金計画書等</u>を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。</p> <p>2 審査後の手続等</p> <p>(1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場</p>	<p>第4 特別融資制度推進会議の運営等</p> <p>クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の運営等は、次のとおりとする。</p> <p>1 受任融資機関等の審査等</p> <p>推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が窓口機関に対し提出した<u>借入希望書（クイック融資）（様式1）等</u>を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。</p> <p>2 審査後の手続等</p> <p>(1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場</p>

合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱参考様式3又は基本要綱参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等の提出を求めるものとする。

(2)・(3) (略)

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法（借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX又は電子メール）により通知するものとする。

第5 その他

1・2 (略)

3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）の確認欄に記名を求めることとする。

(削る)

合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（様式3）、債務保証委託申込書（様式4）等の提出を求めるものとする。

(2)・(3) (略)

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（様式2）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法（借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX又は電子メール）により通知するものとする。

第5 その他

1・2 (略)

3 窓口機関は、借入希望書（クイック融資）（様式1）の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（様式1の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

(様式1)

借入希望書（クイック融資）

年 月 日

〇〇金融機関〇〇支店 御中

住所(所在地)・郵便番号

氏名(名称・代表者名)

1 借入希望資金

農業経営基盤強化資金

農業近代化資金

いずれでも良い

2 資金使途

農地等取得を含む 農地等取得を含まない

3 償還期限

15年を超える 15年以内

4 特定の融資機関からの借入を希望する

農業協同組合 信用農業協同組合連合会
 農林中央金庫 銀行 信用金庫
 信用協同組合 株式会社日本政策金融公庫

5 借入希望額

_____ 千円

6 借入希望日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

7 農業信用基金協会の保証の希望の有無

希望する 希望しない

8 審査結果の通知方法

直接 郵送
 F A X (_____ - _____)
 電子メール (_____ @ _____)

(添付書類)

1. 最近3カ年の決算書(付属明細書を含む。)又は青色申告書の写し
2. 経営改善資金計画書(基本要綱別紙2の(3)又は(4))(決算書又は青色申告書で経営改善資金計画書の記載内容がわかる事項については、当該事項の記載を省略できる。)
3. 農業経営改善計画書及び同認定書の写し(認定農業者に限る。)

【裏面】

個人情報の取扱いに関する同意書

関係機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。

- ① 頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外に提供されることはありません。
- ② 関係機関に提供する情報の内容は、借入希望書(クイック融資)、経営改善資金計画書、経営状況の報告、借入申込書、保証委託申込書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。
- ③ 頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
- ④ 利用目的は、本希望書に係る関係機関による審査、貸付手続、事後管理及び経営能力向上のための指導・助言です。(農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの□に✓を入れて下さい。

1. 提供先として同意する関係機関

全ての関係機関に提供することに同意します。

下記の関係機関に提供することに同意します。(同意する機関の資格に✓を入れて下さい。)

(行政機関等)

※都道府県 ※市町村 普及指導センター 農業委員会

(※融資機関・保証機関)

農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中央金庫

銀行 信用金庫 信用協同組合

株式会社日本政策金融公庫 農業信用基金協会

(利子助成機関)

※公益財団法人農林水産長期金融協会

(その他)

()

※ 借入れしようとする融資機関、利子助成を行っている都道府県、市町村及び利子助成機関(保証を希望する場合にあっては保証機関)への情報の提供に同意頂けませんか融資、利子助成等の申請に必要な書類が揃わないことになります。

2. 提供に同意する情報の種類

- 関係書類の情報の全てについて、1の※印の関係機関(融資機関にあっては借入れしようとする機関に限る。)に提供することに同意します。
- 下記の情報について、その他の関係機関に提供することに同意します。(同意する書類の□に✓を入れて下さい。)
- 借入希望書(クイック融資)(□添付書類)
- 経営改善資金計画書(□添付書類)
- 経営状況の報告(□添付書類) 借入申込書(□添付書類)
- 債務保証委託申込書(□添付書類)

上記のとおり、確認しました。

____年 ____月 ____日

住所・所在地
氏名

(参考様式)

通常手続移行通知書

____年 ____月 ____日

〇〇 〇〇 様

所在地
名称
代表者
電話

____年 ____月 ____日付で、提出のありましたクイック融資にかかる借入希望書についての審査をしたところ、クイック融資によるご融資ができないと判断いたしましたので、ご通知申し上げます。

ただし、通常の農業経営改善関係資金(農業経営基盤強化資金、農業近代化資金)の審査に移行し、特別融資制度推進会議の審査、融資審査

(様式2)

通常手続移行通知書

令和 ____年 ____月 ____日

〇〇 〇〇 様

所在地
名称
代表者
電話

令和 ____年 ____月 ____日付で、提出のありましたクイック融資にかかる借入希望書についての審査をしたところ、クイック融資によるご融資ができないと判断いたしましたので、ご通知申し上げます。

ただし、通常の農業経営改善関係資金(農業経営基盤強化資金、農業近代化資金)の審査に移行し、特別融資制度推進会議の審査、融資審査

を行うこととなりましたので、お知らせ致します。その結果につきましては、年 月 日までにご連絡申し上げます。

なお、その際には、追加資料をご提出頂く場合や担保・保証人について別途調整させて頂く場合がありますので、ご承知おき願います。

(削る)

を行うこととなりましたので、お知らせ致します。その結果につきましては、令和 年 月 日までにご連絡申し上げます。

なお、その際には、追加資料をご提出頂く場合や担保・保証人について別途調整させて頂く場合がありますので、ご承知おき願います。

(様式3)

借 入 申 込 書

年 月 日

〇〇金融機関〇〇支店 御中

住所(所在地)・郵便番号

電話番号

氏名(名称・代表者名)

1 借入申込資金名

農業経営基盤強化資金

農業近代化資金

2 今回借入申込金額

千円

3 資金使途

()

4 資金必要日

令和 年 月 日

5 償還期限

令和 年 月 まで

うち据置期間

令和 年 月 まで

6 払込期日

年 回払い 令和 年 月 日

(記入上の注意)国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は
払込期日としないで下さい。

7 償還方法

元金均等

元利均等

8 農業信用基金協会の保証の希望の有無

希望する

希望しない

(削る)

(様式 4)

債務保証委託申込書

令和 年 月 日

農業信用基金協会会長 〇〇〇 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生 (歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者名]

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。
記

融資機関		借入予定日	令和 年 月 日
資金名		借入期間	年 月間
借入金額		うち据置期間	年 月間
借入金使途		第1回償還日	令和 年 月 日
利 率		最終償還日	令和 年 月 日
元金の支払い 方 法	割賦 毎年 月 日 第1回～第 回 ¥ 円 第 回～第 回 ¥ 円 第 回～第 回 ¥ 円	利息の 支払い 方 法	毎 年 月 日 月 日
申込者が既に 債務保証を受 けているもの の 内 容	年度 保証番号 現在残高	資 金 名 (用 途)	
		千円	
		千円	
		千円	

附 則 (令和4年3月31日付け3経営第3166号)

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知による改正後のクイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等については、当分の間、従前の例によることができる。